

# 2026年度 官庁訪問ガイド

## 一般職試験 (大卒程度試験)

2026年4月  
内閣人事局／人事院

# index

01	官庁訪問とは	P04
02	スケジュール	P05
03	官庁訪問の事前予約・1日の例	P06
04	条件付内々定について	P08
05	その他	P9

# 採用までの基本的な流れ

## 2027年4月採用を希望する場合



### 2027年4月以降の採用を希望する場合

- ▶ 採用希望年度の「前年度」の官庁訪問に参加して下さい。
- ▶ 採用希望時期を延期することが可能です。その場合、採用候補者名簿の有効期間内(最終合格者発表日から5年間(「教養区分」は6年間))に採用される必要があります。

## 01 官庁訪問とは

---

- ・「官庁訪問」は、国家公務員採用試験合格者が、志望する省庁を訪問し、各省庁の職員からの業務説明(原課訪問)や、採用面接を受けるものです。
- ・ 志望する省庁に採用されるためには、必ず官庁訪問へ参加し、志望省庁から内々定・内定を得る必要があります。**国家公務員採用試験の最終合格＝採用ではありません。**

### 官庁訪問ルール

概要:<https://www.jinji.go.jp/content/000014883.pdf>

申合せ本文:<https://www.jinji.go.jp/content/000014882.pdf>

## 02 2026年度 一般職官庁訪問 スケジュール

月	6月				7月						8月					
日	…	24	25	…	2	3	4	5	6	7	8	…	26	27	…	12
曜日	…	水	木	…	月	火	土	日	月	火	水	…	日	月	…	水
		第一次合格者発表日	官庁訪問の予約受付開始 (予約は省庁ごと)		官庁訪問開始日						国家公務員試験 第2次試験期間			官庁訪問再開		内々定解禁

7月2日又は3日に訪問した省庁から案内があった場合に限り、それらの省庁への訪問が可能  
(新規訪問予約不可)

官庁訪問  
禁止期間

## 03 事前予約

---

- ✓ 各省庁において、**6月25日(木)午前9時から**、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の訪問希望者が同時に申し込むことが可能な方法により、官庁訪問の予約を受付を行います。
- ✓ **省庁ごとに予約期間や申込方法が異なりますので**、訪問者の皆様は、予約受付開始日より前に、各省庁のホームページを確認し、予約期間や申込方法を把握の上、志望する省庁に官庁訪問の予約申込みを行ってください。
- ✓ 各省庁は、原則として訪問者の希望どおりに受け付けますが、**訪問者が特定の日に集中して十分な選考活動が行えなくなる場合には、訪問者に対し他の日程が提示されることもあります。**

### 03 官庁訪問の1日の例

- ✓ 各省庁・機関に指定された場所・時間に集合してください。
- ✓ オンライン面接を行っている省庁もあります。
- ✓ 実施方法・実施時間等、事情に合わせて対応可能なこともありますので、訪問先省庁にお問合せください。

#### (参考) 官庁訪問における1日のイメージ

朝	集合・受付(訪問省庁から指定された時間)
	原課面接① ・政策・制度等担当職員による面接、業務説明など
	待機
	原課面接②
12:00	お昼休憩(お弁当持参や庁舎内の食堂など)
	原課面接③
	待機
夕方	採用担当による面接①
	待機
	採用担当による面接②
	採用担当から評価を聞いて終了

## 04 「条件付内々定」について

---

- ✓ 本年より、官庁訪問開始後、省庁・機関から訪問者に対し、内々定解禁日(8月12日(水))以前においても、「国家公務員一般職試験(大卒程度)の最終合格を条件」として、内々定を出す旨を伝えること(条件付内々定)が可能になりました。
- ✓ 条件付内々定がでても、試験に最終合格することが必要となりますので、第2次試験に必ず出席し、国家公務員一般職試験(大卒程度)の最終合格が必要となります。(最終合格しなかった場合、条件付内々定は取り消されます。)
- ✓ 正式な内々定の通知、それに伴う事務は、内々定解禁日以降に実施されます。

## 05 その他

---

官庁訪問に関するQ&Aはこちら ➡

[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/saiyo\\_kanchou\\_qanda.html](https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/saiyo_kanchou_qanda.html)



Q&Aでは解決しない場合

- 各省庁における官庁訪問の内容・予約に関する質問・・・各省庁の人事担当
- 官庁訪問に関する全般的な質問・・・人事院人材局企画課

までお問い合わせください。